

令和7年

第9回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年9月25日 午後1時30分から
場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 安池幸子	9番 守屋智
2番 加藤敏行	
3番 竹内欣也	11番 渡邊康弘
5番 山口秀雄	12番 仲出川治幸
6番 鈴木洋有	13番 石井雅浩
7番 平原則子	15番 柳田進
	16番 戸塚昭雄

2 欠席委員

8番 青木貞治 10番 加藤敏郎 添田政夫

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

吉川京 柏木博 二宮晃一

5 出席事務局員

事務局長 木村公哉
書記 久保田徳人 伴野航

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見聴取について
- 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による受理通知書について

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和7年第9回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、8番青木貞治委員と10番加藤敏郎委員及び添田政夫推進委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、6番鈴木洋有委員と7番平原則子委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第21号1番を朗読・説明》

書記 議案第21号1番の内容につきましては、学校法人が生徒の農業体験実習用の農園を作るために農地を購入するものです。

「農地所有適格法人」以外に、農地法施行令第2条第1項ハ及び農地法施行規則第16条の「農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外」に規定されている「学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人とする」に該当する場合は農地を購入することができます。

当該農地は、学校法人の敷地に隣接する耕作放棄地4筆で、学校法人が購入することで農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、9月17日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行いました。

議長 議案第21号1番につきましては現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第21号1番の農地について、9月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、学校法人の敷地に隣接する耕作放棄地4筆で、元はキウイ畑でしたが非農家が相続したことで山林化し、農地復元には樹木の伐根が必要です。

学校法人が購入することで農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことです。

それでは、議案第21号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地の一部に樹木があるとのことですが、伐根したかどうか確認はしますか。

事務局 来年度の農地利用状況調査の時に確認します。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第21号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第21号1番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。

なお、番号1番と2番、3番と4番、5番から8番は同一の議案ですので各々一括で審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」は、議案書の3ページ及び4ページの8件でございます。場所につきましては総会資料の2ページから4ページをご覧ください。

議案第22号の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）についての審議事項で、議決後に町長に意見聴取を行います。

最初に1番と2番について説明します。

事務局

《議案第22号1番と2番を朗読・説明》

書記 当該農地は、西小磯地区の農業振興地域内の農用地の露地畑 2 筆で、貸し手は地元
の農家で、借り手は昨年から西小磯地区で営農を開始した認定新規就農者です。

若い農家が当該農地を借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考
えられます。

なお、9 月 12 日に西小磯東地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を実施してお
ります。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした西小磯東地区担当の柳田委
員から説明をお願いいたします。

15 番委員（柳田） 15 番の柳田です。議案第 22 号 1 番と 2 番の農地について、9 月 12 日
に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が耕作を行っている農地に隣接した露地畑 2 筆ですが、認定新
規就農者が借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と地域の農
業振興が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 22 号 1 番と 2 番について、原案とおりに決定するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 22 号 1 番と 2 番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に 3 番と 4 番について、農業委員の石井委員が当該農地の賃借に関与しているた
め、「農業委員会等に関する法律」の第 31 条に「農業委員会の委員は、自己又は同居
の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができ
ない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで石井委員には退室をお
願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《石井委員退室》

議長 では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 22 号 3 番と 4 番を朗読・説明》

書記 当該農地は、国府新宿地区の農業振興地域内の農用地の露地畑1筆で、貸し手は地元の非農家で、借り手は地元の認定農業者です。

認定農業者が当該農地を借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

なお、9月12日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第22号3番と4番の農地について、9月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が耕作を行っている農地に隣接した露地畑1筆ですが、専業農家である認定農業者が借りることで、営農の拡大と地域の農業振興が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように営農の拡大と地域の農業振興が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第22号3番と4番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第22号3番と4番について、原案とおり決定しました。なお、採決が終わりましたので、石井委員には入室・着席していただきます。

《石井委員入室・着席》

議長 次に、議案第22号5番から8番までを一括審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第22号5番から8番までを朗読》

書記 当該農地は、生沢地区の農業振興地域内の農用地区域の牧草畑6筆で、貸し手は地

元の非農家で、借り手は地元の認定農業者の肉牛農家です。

認定農業者が当該農地を借りることで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、9月12日に生沢地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした生沢地区担当の竹内委員から説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番の竹内です。議案第22号5番から8番の農地について、9月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、牛舎に隣接した畑6筆ですが、肉牛農家である認定農業者が借りることで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことですが。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 農地に牛を放牧している状況に見えるが、牧場として使用しているのではないか。

事務局 通常では農地で飼料を栽培・収穫し、牛舎に搬入して牛に与えますが、当該農地は牛舎に隣接しているため、飼料を栽培したら、隣接牛舎から牛を連れてきて食べさせ、食べ終わったら牛舎に戻すことを繰り返しています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第22号5番から8番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員（多数）により、議案第22号5番から8番について、原案とおりに決定しました。

議長 以上で議案第22号1番から8番が終了しました。

なお、農用地利用集積等促進計画（案）については、町長に意見聴取いたします。

議長 それでは、次に議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第23号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の5

ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の5ページをご覧ください。

事務局 《議案第23号1番と2番を朗読・説明》

書記 議案第23号1番と2番につきましては、農地所有適格法人が所有する田6筆について、パパイヤを栽培するために、県知事に農地造成の一時転用許可の申請を行うものです。

当該農地は小さな谷戸部にある水田ですが、長年にわたり耕作放棄地となっております。農地所有適格法人が農地造成で畑に転用することで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

なお、9月17日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を実施しております。

議長 ありがとうございます。では、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第23号1番と2番の農地について、9月27日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、農業振興地域内の農用地である田6筆ですが、農地造成により畑に転用することで、農地の有効活用と遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地の有効活用と遊休化防止が図られるとのことでした。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 持って来ている土砂は農業に適しているものなのか。

事務局 土砂等発生元証明書と土質分析結果証明書を提出している。今回は伊勢原市から土砂を持って来るが、事務局で現地確認をして、問題ないと判断している。

委員 しかし、必ずしもそこから持って来るとは限らない。大規模な造成なので他の場所からも持ってくる可能性は大きいので、しっかり監視する必要はある。

事務局 搬出先の車両も確認しているので、それ以外の車両が来たら土砂を搬入しないように指導する。

委員 今までの経緯からすると事業者がしっかりした土を入れているとは思えない。石やコンクリート片が多く混じっていて工事現場から残土を持って来ているのではないか。

事務局 そのような土質では営農に支障が出ると考えられる。また、有害物質が含まれていると雨水により周囲に拡散する恐れがあるので、事業者には水質検査を実施するよう要請することも考えている。

委員 土砂の搬入時間は何時から何時までですか。

事務局 事業計画では午前8時30分から午後5時までとなっています。

委員 1番南側の埋立てを行っているときに、早朝にダンプが来て重機で何かを埋め立てていたことを確認している。工事時間を厳守させないと何を埋めているのかもわからない。

事務局 時間を厳守するよう事業に指導をします。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第23号1番と2番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数より、議案第23号1番と2番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」につきましては、議案書6ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページから9ページをご覧ください。

最初に1番について報告します。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、8月21日に国府本郷地区担当の加藤敏郎委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域の果樹畑1筆と露地畑2筆ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の加藤敏郎委員が欠席なので、事務局から現地調査の結果並びに補足

説明をお願いいたします。

事務局

《書記が代読》

書記 報告第1号1番の農地について、8月21日に国府本郷地区担当の加藤敏郎委員と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の梅畑と露地畑ですが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号1番を終わりにします。次に報告第1号2番について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局

《報告第1号2番を朗読》

書記 報告第1号2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、8月25日に西小磯地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域のビニールハウス1筆ですが、農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号2番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の仲出川委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番仲出川です。報告第1号2番の農地について、8月25日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域のビニールハウスですが、農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号2番を終わりにします。次に報告第1号3番について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局

《報告第1号3番を朗読》

書記 報告第1号3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、9月12日に月京地区担当の竹内委員及び事務局で現地確認を行いました。当該農地は、市街化区域の露地畑1筆ですが、農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号3番につきましては現地調査をお願いした月京地区担当の竹内委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番委員（竹内） 3番竹内です。報告第1号3番の農地について、9月12日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、市街化区域の露地畑ですが、農地は適切に耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第1号3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告第1号3番を終わりにします。以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書7ページの1件でございます。

事務局

《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第9回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時15分)